

(別記7)

移動支援事業

(目的)

第1条 移動支援事業（以下「事業」という。）は、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、高槻市が援護元となる市内に居住地を有するもの又は市外の共同生活援助及び障害者支援施設に入居又は入所する、以下に掲げる障がい者等で外出時に移動の支援が必要なものとする。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第51号）第5条に規定する精神障がい者のうち18歳以上である者
- (2) 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第4条第2項に規定する障がい児及び精神障がい者のうち18歳未満である者
- (3) 前各号に掲げる障がい者と同等の障がいを有する者で、所長が必要と認める者

(事業内容)

第3条 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動を以下の方法により支援する。

- (1) 個別支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援
- (2) 複数の障がい者等への同時支援

(サービスを提供する者)

第4条 この事業を行うものは、次の各号のいずれかに該当する地域生活支援事業所（以下「事業所」という。）とする。

- (1) 高槻市内の事業所（高槻市から次のいずれかを受ける法人であって、高槻市において本事業の登録をした事業所）

ア 法第36条第1項に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

- イ 法第38条第1項に基づく指定障害者支援施設の指定
 - ウ 法第51条の19第1項に基づく指定一般相談支援事業者の指定
 - エ 法第51条の20第1項に基づく指定特定相談支援事業者の指定
- (2) 高槻市外の事業所（所在市町村において、本事業の委託又は登録を受けている事業所）
- (3) その他、特に所長が認めた事業所

（支給決定の申請等）

第5条 移動支援に要する費用（以下「移動支援給付費」という。）の支給の申請をしようとする障がい者又は障がい児の保護者は、地域生活支援事業費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を所長に提出しなければならない。

- 2 所長は、移動支援給付費の支給を決定したときは、地域生活支援事業費等支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により当該障がい者又は障がい児の保護者（以下「支給決定障がい者等」という。）に通知しなければならない。
- 3 所長は、移動支援給付費の支給を行わないことを決定したときは、地域生活支援事業費不支給（却下）決定通知書により当該申請者に通知しなければならない。

（地域生活支援事業受給者証）

第6条 所長は、移動支援給付費の支給決定を行ったときは、当該支給決定障がい者等に対して、支給量その他の事項を記載した、規則に定められた地域生活支援事業受給者証（様式第5号、以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

（支給決定の変更の申請等）

第7条 移動支援給付費の支給決定の変更を申請しようとする支給決定障がい者等は、地域生活支援事業費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書を所長に提出しなければならない。

- 2 所長は、前項の申請又は職権により支給決定を変更したときは、地域生活支援事業費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書により支給決定障がい者等に通知しなければならない。
- 3 所長は、移動支援給付費の支給決定を変更しないことを決定したときは、地域生活支援事業費等支給決定変更兼利用者負担額減額・免除等変更却下通知書により当該支給決定障がい者等に通知しなければならない。

(支給決定の取消しの通知)

第8条 移動支援給付費の支給決定の取消しは、地域生活支援事業費等支給決定取消通知書により行うものとする。

(申請内容の変更の届け出)

第9条 移動支援給付費の支給決定申請内容の変更の届出は、地域生活支援事業費等支給申請内容変更届出書により行わなければならない。

(地域生活支援事業受給者証の再交付申請)

第10条 受給者証の再交付の申請は、地域生活支援事業受給者証再交付申請書により行わなければならない。

(支給量)

第11条 移動支援の支給量は、30分単位の月あたりの時間数で決定する。

(支給決定の有効期間)

第12条 支給決定の有効期間は、支給決定を行った日から1年以内とする。

(請求)

第13条 支給決定障がい者等が事業者等に支払うべき移動支援に要した費用について、移動支援給付費として当該支給決定障がい者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障がい者等に代わり、当該事業者等に支払うことができる。

2 事業者等は、当該移動支援に要した費用について、サービスを提供した月の翌月10日までに地域生活支援事業給付費請求書により請求するものとする。

3 前項の請求には、地域生活支援事業給付費明細書、移動支援提供実績記録票を添付するものとする。

(支払い)

第14条 所長は、事業者等から前条の移動支援給付費の請求があったときは、審査の上、支払うものとする。

2 前項の支払いがあったときは、支給決定障がい者等に対し移動支援給付費の支給があったものとみなす。